

I. 再履修・再受講について

1. 再履修・再受講の概要

課程別の再履修・再受講(以下、「再履修」という。)は、

- ①当初申請の実務修習期間内に行う再履修
- ②実務修習期間を延長して行う再履修

の2つに大別されますが、コース別に、再履修措置の有無が、次のように異なります。

- ・1年コースの場合は、①の再履修措置はありません。②のみとなります。
- ・2年及び3年コースの場合は、①及び②の再履修措置があります。

なお、課程別、単元別に内容が異なりますが、①及び②のそれぞれの期間内において、再々履修が行える場合があります。

また、各コース別に、再履修できる回数、再履修の仕方が異なりますので注意する必要があります。表1は、コース・課程・段階(時期)別の再履修措置の有無等について課程別にまとめたものです。

○ 表1 コース・課程・段階別の再履修措置の有無（一覧）

| コース・課程 | | ① 当初申請の実務修習期間内 | | ② 実務修習延長期間内 | |
|--------|------|----------------|------|-------------|------------|
| | | 再履修 | 再々履修 | 再履修 | 再々履修 |
| 1年 | 講義 | △ | △ | ○ | 2年延長の場合のみ可 |
| | 基本演習 | △ | △ | ○ | 2年延長の場合のみ可 |
| | 実地演習 | △ | △ | ○ | △ |
| 2年 | 講義 | ○ | △ | ○ | 2年延長の場合のみ可 |
| | 基本演習 | ○ | △ | ○ | 2年延長の場合のみ可 |
| | 実地演習 | △ | △ | ○ | △ |
| 3年 | 講義 | ○ | ○ | ○ | 2年延長の場合のみ可 |
| | 基本演習 | ○ | ○ | ○ | 2年延長の場合のみ可 |
| | 実地演習 | △ | △ | ○ | △ |

※表の見方 ○：単元全部の再履修が可能 △：全単元の一部について再履修が可能

再履修に当たって、各コース共通して注意する事項は次のとおりです。

- (1) 再履修に当たっては、それぞれ別途費用が発生します。一般実地演習は、有料の場合は1件につき指導料41,000円（上限）、審査料1件につき3,600円です。
また、再履修等を行うに当たっては所要の申請手続きを行うことが必要です。
- (2) 再履修等は、原則として、各コースで指定されたとおりに一度受講・履修し、単元非認定となった場合のみ、再履修等が認められる仕組みになっています。

ただし、①の期間内に再履修を行わず、②の期間内に再履修を行うことは別扱いとなります。

※ ①及び②のそれぞれ期間内において、コース別の指定した時期に再履修をせず、再々履修時期になって、再々履修しようとしても再々履修はできません。あくまでも当初指定のとおり再履修することが必要です。

※ 当初申請の実務修習期間、実務修習を延長した期間それぞれの期間内において、再々履修を行おうとする場合は、当該期間内での未履修は許されないこととなります。

当初申請の実務修習期間内での未受講・未履修の単元があった場合は、実務修習期間を延長して再履修しなければなりません。

また、実務修習の延長期間内に未履修(指定されたとおりに履修しなかった場合を含む。)があった場合には、当該期間内で当該未履修単元の再履修はできませんので、実務修習を終了しなければなりません。

(3) 実地演習で再履修等するというのは、前に履修報告した案件を修正して提出しなおすということではありません。再度指定の時期に同じ細分化類型等の案件を鑑定評価することになります。

(4) 実務修習期間の延長は、1回しか行うことができず、その期間は1年又は2年で、申請時に選択することになります。期間を選択すると、途中での期間変更はできませんので注意が必要です。また、実務修習期間を延長するという事は、1年コースを2年又は3年コースに変更することではありません。

なお、期間を延長するためには、指定時期に申請を行うことが必要で、これを行わないと実務修習を終了しなければなりませんので、十分に注意して下さい。

(5) 実地演習の単元の取り扱い方については、次のとおりです。

物件調査実地演習は、2件一式で1単元、一般実地演習は、細分化類型等毎に1件が1単元となります。なお、物件調査実地演習を修了しないで一般実地演習に進むことはできません。一般実地演習は1案件1単元となっていることから、一般実地演習の再履修にあたっては、修習生別に各自が未修得とした案件について改めて演習を行うこととなります。

2. 再履修等の注意事項

① 2年及び3年コースの場合は、当初申請の実務修習期間内に再履修を行うことができます。ただし、再履修できるのは全課程の全単元ではありません。一般実地演習については、一部再履修できないものがあります。

② 一部単元については、当初申請の実務修習期間内に再々履修を行うことができます。2年又は3年のコース別に再々履修できる課程、再々履修の仕方が異なります。

再履修及び再々履修できる課程及び単元の内訳等の詳細については、次章の「当初申請

の実務修習期間内における再履修・再々履修の仕方」欄で内容をご確認下さい。

③ 再履修、再々履修するときには、再履修の申請手続きが必要になります。再履修を行う場合の手続き等詳細については、Ⅲ章の「実務修習期間内に再履修等を行う場合の手続き」欄で内容をご確認下さい。

④ 2年及び3年コースの場合、当初申請の実務修習期間内に各課程の一部又は全部について再履修を行えますが、これを行わなければならないということではありません。

各自の都合により、実務修習期間を延長して再履修することもできます（表1の①をせずに、②で再履修することを選択することもできます）。

⑤ 当初申請の実務修習期間内に全ての単元を修得できなくなった場合は、実務修習期間の延長申請手続きを行い、実務修習期間を延長をして再履修します。

なお、延長手続きは、申請制で指定の時期に行う必要があります。

実務修習期間の延長申請の手続きを行わない場合は、そのまま実務修習を終了することとなりますので十分ご注意下さい。

⑥ 実務修習期間の延長は、実務修習期間を1年又は2年延長を選択して再履修することになります。選択した期間は変更できません。

※ 実務修習期間を延長することは、2年コースを3年コースに変更することではありません。期間を延長して再履修することになります。

※ 実務修習期間の延長は、1度しか行うことはできません。選択延長した期間内に全ての課程の単元を修得できない場合は、実務修習を終了しなければならなくなります。

また、実務修習期間を2年延長し、延長1年目に全ての単元を修得しても申請した実務修習期間を終了しなければ修了考査を受験することができません。

残された単元数を踏まえ、1年又は2年の期間はよく検討のうえ選択するようにして下さい。

⑦ 実務修習延長期間内に一部単元について再々履修等できる場合があります。この場合、1年延長より、2年延長とした方が再々履修等の機会が多くなります。

⑧ 実務修習期間を1年又は2年延長して再履修することになりますが、その延長期間内で再々履修等する場合、次のことに注意する必要があります。

ア. 実務修習の延長期間内に再々履修等できる場合は、指定されたとおりに再履修等し、単元非認定となった場合のみ、再々履修等が許される形となっています。

従って、実務修習の延長期間内では、指定されたとおりに履修しない、又は未履修があった場合、当該期間内で当該未履修単元の再々履修等はできないこととなりますので、実務修習を終了しなければならなくなります。

イ. 再々履修等する場合には、各課程共に再々履修等するための申請手続きが必要です。

Ⅱ. 当初申請の実務修習期間内における再履修・再々履修の仕方

当初申請の実務修習期間内における再履修は、2年及び3年コースを対象とした措置となっています。

なお、2年及び3年コースの場合は、課程の一部について、再々履修できる單元もありますので、その再々履修の仕方にあわせてご案内いたします。

1. 実地演習期間内の再履修の仕方

実地演習は、2年又は3年のコース別に、当初申請の実務修習期間内の再履修の仕方が異なります。

実地演習の再履修に当たっては、履修時期、演習が行える細分化類型等について指定があり、その指定にそって再履修を行うことが必要です。指定から外れる報告は、審査対象外(非認定)の取り扱いとなりますのでご注意ください。

なお、1年を3回に分けて報告期限を定めていますので、各コース共通で通しの報告回数を設定し、以後の説明を行っています。報告回の表示は、表2によりご確認ください。

(1) 2年コースの場合

2年コースで実務修習期間内に一般実地演習の再履修を行える細分化類型等は、第2回報告から第5回報告までに報告を行った19細分化類型等に限定されます。また、その内の一部の細分化類型等については、実務修習期間内に再々履修も行うことができます。

ただし、2年コース最終報告回(6回)に報告を行う4細分化類型等については、実務修習期間内に再履修することはできませんのでご注意ください。

また、再履修を行える細分化類型等及び再履修を行う時期(報告回)については、全て指定されますので、内容及び内訳については、次項「再履修の仕方」及び表2・3・4にてご確認ください。

○ 表2 コース別報告回の区分と実務修習期間内再履修の概要(一覧)

| 実務修習期間 | 実地演習報告回 | 2年コース | | | 3年コース | | |
|--------|---------|-------------------------|---------|-------|--------------|---------|-------|
| | | 履修期間 | 再履修可能件数 | 再履修時期 | 履修期間 | 再履修可能件数 | 再履修時期 |
| 期間 | 実地演習の開始 | 毎年12月1日より実地演習開始(各コース共通) | | | | | |
| 1年目 | 第1回報告 | 12月1日～翌年3月末日 | | | 4月1日～7月末日 | | |
| | 第2回報告 | 4月1日～7月末日 | 最多4件 | | | | |
| | 第3回報告 | 8月1日～10月末日 | 最多4件 | | 8月1日～10月末日 | 最多3件 | |
| 2年目 | 第4回報告 | 11月1日～翌年3月末日 | 最多6件 | | 11月1日～翌年3月末日 | 最多3件 | |
| | 第5回報告 | 4月1日～7月末日 | 最多5件 | | 4月1日～7月末日 | 最多3件 | |
| | 第6回報告 | 8月1日～10月末日 | | | 8月1日～10月末日 | 最多3件 | |
| 3年目 | 第7回報告 | | | | 11月1日～翌年3月末日 | 最多4件 | |
| | 第8回報告 | | | | 4月1日～7月末日 | 最多4件 | |
| | 第9回報告 | | | | 8月1日～10月末日 | | |

< 再履修等の仕方 >

① 再履修

2年コースの一般実地演習で単元の修得ができなかった細分化類型等については、次の要領により再履修を行います。

実務修習期間内の再履修にあたっては、報告回(時期)別に、再履修が行える細分化類型等が決まっています。

指定内容は、アからウまでのとおりです。表3及び表4により、よく指定内容を確認のうえ再履修を行って下さい。

ア. 第2回報告で単元非認定となった4細分化類型等(住宅地・商業地・工業地【商・住】・宅地見込地)については、第4回報告回に再履修し報告を行って下さい。

イ. 第3回報告で単元非認定となった4細分化類型等(建付地・移行地【商・住】・借地権・底地)については、第5回報告回に再履修し報告を行って下さい。

ウ. 第4回報告、第5回報告で単元非認定となった11細分化類型等(大規模画地・低層住宅・店舗・業務用ビル・居住用賃貸・店舗用賃貸・高度利用賃貸・オフィス用賃貸・マンション・区分所有建物及びその敷地(事務所店舗)・借地権付建物(住宅地))については、最終報告回である第6回報告回に再履修し報告を行って下さい。

エ. 2年コース最終報告回の第6回報告の細分化類型等については、再履修することはできませんので、単元が認定されなかった場合は、実務修習期間を延長して再履修を

行うことが必要になります。

○表3 2年コースで実務修習期間内に再履修等が行える細分化類型等19件の内訳一覧

| 番号 | 分類 | | 再履修できる 細分化類型等 | 実地演習 で代替を 認める類型 | 通常の 報告回 | 再履修が 行える報告回 | 再々履修が 行える報告回 | | |
|----|-----------------|---------------------|------------------|-----------------------|------------|----------------|-----------------|-----|-----|
| | 種別 | 類型等 | | | | | | | |
| 1 | 1. 宅地 | 更地・建付地・移行地 | 住宅地 | 商業地又は住宅地 | 第2回 | 第4回 | 第6回 | | |
| 2 | | | 商業地 | | | | | | |
| 3 | | | 工業地 | | | | | | |
| 4 | | | 移行地 | | | | | | |
| 5 | | 借地権 底地 | 大規模画地 | 商業地又は住宅地 | 第3回 | 第5回 | 第6回 | | |
| 6 | | | 建付地 | | | | | | |
| 7 | | | 借地権 | | | | | | |
| 8 | | | 底地 | | | | | | |
| 9 | 2. 見込地等 | 宅地見込地 農地・林地 | 宅地見込地 | 農地・林地 | 第2回 | 第4回 | | | |
| 10 | 3. 建物及び その敷地 | 自用の建物 及び その敷地 | 低層住宅 | 農地・林地 | 第4回 | 第6回 | 第6回 | | |
| 11 | | | 店舗 | | | | | | |
| 12 | | | 業務用ビル | | | | | | |
| 13 | | 貸家及び その敷地 | 居住用賃貸 | | 第5回 | 第6回 | | 第6回 | |
| 14 | | | 店舗用賃貸 | | | | | | |
| 15 | | | 高度利用賃貸 | | | | | | |
| 16 | | オフィス用賃貸 | 借地権付建物 | | マンション | 第5回 | | 第6回 | 第6回 |
| 17 | | 区分所有建物 及びその敷地 | | | 事務所・店舗 | | | | |
| 18 | | 借地権付建物 | | | 住宅地 | | | | |
| 19 | | | | | | | | | |
| 計 | | | 19件 | | | | | | |

② 再々履修

2年コースの実務修習期間内に一部の細分化類型等について再々履修を行うことができます。再々履修が行える細分化類型等は、次のアのとおり限定されます。

ア. 対象細分化類型等は、「①のア」に該当する4細分化類型等（住宅地・商業地・工業地【商・住】・宅地見込地）及び「①のイ」に該当する4細分化類型等（建付地・移行地【商・住】・借地権・底地）で、指定のとおり、第4回もしくは第5回報告時に再履修を行い、単元が非認定となった場合のみ、第6回報告回で再々履修が行えます（第4回もしくは第5回に報告せずに第6回に報告を行うことはできません。指定内容と異なる報告がなされた場合は審査対象外の取扱い（非認定）となりますのでご注意ください。）。

イ. 再々履修を行う場合は、別途費用が発生します。

※ 実務修習期間内の指定時期に実地演習の再履修申請及び報告書の提出を行わなければ、実務修習期間内に実地演習の再履修は行わないものとして取り扱われます。

※ 第5回報告分の細分化類型等を再履修する場合、演習期間は通常よりも短くなりますが、手続きや審査において特別な扱いは一切しておりませんので予めご承知置き下さい。

(2) 3年コースの場合

3年コースで実務修習期間内に一般実地演習の再履修を行える細分化類型等は、第3回報告から第8回報告までに報告が行われた20細分化類型等に限定されます。また、その内の一部の細分化類型等については、実務修習期間内に再々履修を行うこともできます。

ただし、3年コース最終報告回(9回)に報告を行う3細分化類型等については、実務修習期間内に再履修することはできませんのでご注意ください。

また、再履修を行える細分化類型等及び再履修を行う時期(報告回)については、全て指定されますので、詳細については、下記「再履修の仕方」及び表2・5・6にてご確認ください。

< 再履修等の仕方 >

① 再履修

3年コースの一般実地演習で単元の修得ができなかった細分化類型等については、次の要領により再履修を行います。

実務修習期間内の再履修にあたっては、報告回(時期)別に、再履修が行える細分化類型等が決まっています。

指定内容は、ア～エのとおりです。表5及び表6により、よく指定内容を確認のうえ再履修して下さい。

ア. 第3回・第4回報告で単元を修得出来なかった6細分化類型等(住宅地・商業地・工業地【商・住】・大規模画地・建付地・移行地【商・住】)は、第7回報告回に報告を行うことができます。

イ. 第5回・第6回報告で単元を修得出来なかった6細分化類型等(借地権・底地・宅地見込地【農・林】・低層住宅・店舗・業務用ビル)は、第8回報告回に報告を行うことができます。

ウ. 第7回・第8回報告で単元を修得できなかった8細分化類型等(居住用賃貸・店舗用賃貸・オフィス用賃貸・借地権付建物(住宅地)・借地権付建物(商業地)・高度利用賃貸・区分所有建物及びその敷地(マンション)・区分所有建物及びその敷地(事務所店舗ビル))は、第9回報告回に報告を行うことができます。

エ. 3年コース最終報告回の第9回報告の細分化類型等については、再履修することはできませんので、単元が認定されなかった場合は、実務修習期間を延長して再履修を行うことが必要になります。

② 再々履修

3年コースの実務修習期間内に一部の細分化類型等について再々履修を行うことができます。再々履修が行える細分化類型等は、第3回、第4回、第5回及び第6回に報告を行った12細分化類型等のみで、次のような場合に再々履修ができることとなります。

ア. ①のアで再履修した6細分化類型等(住宅地・商業地・工業地【商・住】・大規模画地・建付地・移行地【商・住】)が、第7回報告回で再度非認定となった場合は、第9回報告回に再々履修を行うことができます。

イ. ①のイで再履修した6細分化類型等(借地権・底地・宅地見込地【農・林】・低層

住宅・店舗・業務用ビル) が第8回報告回で再度非認定となった場合は、第9回報告回に再々履修を行うことができます。

ウ. 第7回又は第8回に再履修せずに、第9回に再々履修することはできませんのでご注意下さい。また、再々履修を行う場合は、別途費用及び申請手続きが発生します。

○表5 3年コースで実務修習期間内に再履修等が行える細分化類型等20件の内訳一覧

| 番号 | 分類 | | 再履修できる 細分化類型等 | 実地演習 で代替を 認める類型 | 通常の 報告回 | 再履修を行 う報告回 | 再々履修を 行う報告回 |
|----|-----------------|-------------------------------------|------------------|-----------------------|------------|---------------|----------------|
| | 種別 | 類型等 | | | | | |
| 1 | 1. 宅地 | 更地・建付地・移行地 | 住宅地 | 商業地又は住宅地 | 3回報告 | 7回報告 | 9回報告 |
| 2 | | | 商業地 | | | | |
| 3 | | | 工業地 | | | | |
| 4 | | | 移行地 | | | | |
| 5 | | 借地権 底地 | 借地権 底地 | 大規模画地 建付地 | 4回報告 | 5回報告 | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | 2. 見込地等 | 宅地見込地 農地・林地 | 宅地見込地 | 農地・林地 | 8回報告 | 9回報告 | |
| 10 | 3. 建物及び その敷地 | 自用の建物 及び その敷地 | 低層住宅 | 店舗 業務用ビル | 6回報告 | | |
| 11 | | | 貸家及び その敷地 | | | | 店 舗 |
| 12 | | | | | | | 業務用ビル |
| 13 | | 居住用賃貸 店舗用賃貸 高度利用賃貸 オフィス用賃貸 | | 7回報告 | | | |
| 14 | | | 8回報告 | | | | |
| 15 | | | 7回報告 | | | | |
| 16 | | | 8回報告 | | | | |
| 17 | | 区分所有建 物及びその 敷地 | マンション 事務所・店舗 | 7回報告 | | | |
| 18 | | | | 8回報告 | | | |
| 19 | | 借地権付 建 物 | 住宅地 商業地 | 7回報告 | | | |
| 20 | 8回報告 | | | | | | |
| 計 | | | 20件 | | | | |

※ 実務修習期間内の指定時期に実地演習の再履修申請及び報告書の提出を行わなければ、実務修習期間内に実地演習の再履修はしないものとして取り扱われます。

※ 第8回報告分の細分化類型等を再履修する場合、演習期間は通常よりも短くなりますが、手続きや審査において、特別な扱いは一切しておりませんので予めご承知置き下さい。

表 6

3年コースの場合（当初申請の実務修習期間内の再履修の仕方）

次表は、再履修を行える細分化類型等と当該細分化類型等別に、どの報告回（時期）に再履修を行わなければならないのかを矢印で示したものです。

| 報告回数 区分 | 1年目 | | | 2年目 | | | | | | 3年目 | | | | | | | | | | |
|------------|-------|-----|--------------|-----------|-----|--------------|-----------|-------------------------|--------------------|----------|----|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|------------------|------------------|-----------|---|
| | 第3回報告 | | | 第4回報告 | | | 第5回報告 | | 第6回報告 | | | 第7回報告 | | | 第8回報告 | | | 第9回報告 | | |
| 種別 類型等 | 更地 | | | 更地 | | | 借地権 底地 | 宅地見 込地・ 農地・ 林地 | 自用の建物及びその敷 地 | | | 貸家及びその敷地 | | | 借地権 付建物 | 借地権 付建物 | 貸家及 びその 敷地 | 区分所有建物 及びその敷地 | | 第9回報告分の 3細分化類型等に ついては、再履修 できません。 |
| 細分化 類型等 | 住宅地 | 商業地 | 工業地 (商・住) | 大規模 画地 | 建付地 | 移行地 (商・住) | 借地権 | 底地 | 宅地見込 地(農・ 林) | 低層 住宅 | 店舗 | 業務用 ビル | 居住用 賃貸 | 店舗用 賃貸 | オフィス 用賃貸 | 住宅地 | 商業地 | 高度利 用賃貸 | マン ション | |

- ・ 第3回・第4回報告で単元を修得出来なかった6細分化類型等は、第7回報告回に報告を行うことが出来ます。再履修し単元非認定となった場合、改めて第9回報告回で再々履修することができます。
- ・ 第5回・第6回報告で単元を修得出来なかった6細分化類型等は、第8回報告回に報告を行うことが出来ます。再履修し単元非認定となった場合、改めて第9回報告回で再々履修することができます。
- ・ 第7回・第8回報告で単元を修得できなかった8細分化類型等は、第9回報告回に報告を行うことが出来ます。

Ⅲ. 実務修習期間内に再履修等を行う場合の申請手続き

本案内の対象者は、2年及び3年コースの方のみです。

実務修習期間内に再履修を行う時には、2年コース及び3年コース共に、再履修申請書により、課程別に協会業務二課宛に申請を行い、再履修を行うこととなります。

なお、この再履修申請の手続きは、原則として、①実務修習期間内の再・再々履修、②実務修習期間を延長しての再・再々履修において原則同じ（実地演習に関して、実務修習期間を延長しての再履修時は、再履修申請手続きの方法が一部異なりますのでご注意ください。）で、その都度申請手続きが必要です。

再履修申請手続き、料金の支払い方法等は、次のとおりです。

1. 実地演習を再履修する場合

(1) 申請方法と申請時期

実地演習の再履修を行う場合は、再履修した細分化類型等の報告とあわせて、再履修申請書(実地演習用)を本会業務二課宛に提出します。

したがって、申請書の提出期限は、それぞれ再履修の報告を行う報告回最終日（報告書の提出締切日と同じ）までとなります。（該当報告回最終日の消印有効です。）

※ 実務修習期間を延長しての再履修時は、当該期間中の再履修分をまとめて履修前に申請(提出)いただきます。

(2) 料金と支払方法

実地演習の再履修を行おうとする場合には、それぞれ該当件数分の審査料と指導料が新たに発生します。審査料1件3,600円、指導料1件41,000円（上限）で、これに必要な件数分を乗じた合計金額が、それぞれ必要になります。

指導料については、実地演習実施機関又は指導鑑定士の指示に従ってお支払い下さい。

審査料については、それぞれ再履修を行おうとする件数分の審査料を、協会宛に振込下さい。

なお、実地演習の再履修の審査料については、各報告回別の申請・報告を行う7日前までに協会にお支払い下さい。

① 3月末を締切日とする再々履修報告分の審査料金については、報告書提出締切日の7日前の3月24日まで

② 7月末を締切日とする再々履修報告分の料金については、報告書提出締切日の7日前の7月24日まで

③ 10月末を締切日とする再々履修報告分の料金については、報告書提出締切日の7日前の10月24日まで

※ 料金は、事前であれば、各報告回ごとでなく、まとめて申請、料金の振込みを行っていただいても差し支えありません。ただし、入金を確認できない場合は、再履修申請を受理いたしかねますのでご注意ください。

※ 再履修を行い再度非認定となり、再々履修を行う場合は、再々履修の申請を行うことが必要です。なお、再履修と再々履修が重複するときには、申請書1枚に双方あわせた該当件数を記入し申請を行って下さい。また、審査料、指導料も別途発生することになりますのでご注意ください。

振込先：みずほ銀行虎ノ門支店 普通（2880782）（社）日本不動産鑑定協会

（3）注意事項

- ① 実務修習を途中で終了される場合等において、指導鑑定士から全く指導を受けていない、審査を受けていないということであれば、追加の費用は発生しませんが、鑑定評価報告書及び実地演習報告内訳書を完成しているに係らず、実質的に当該案件の指導を受けた場合には、指導料は発生します。
- ② ①に限らず、実質的に費用が発生した場合については、当該実費を修習生にご負担いただきます。
- ③ 実地演習で再履修等するというのは、前に履修報告した案件を修正して提出しなおすということではありません。再度指定の時期に同じ細分化類型等の案件を鑑定評価することです。ただし、同じ物件を鑑定評価しなおすことはできます。
- ④ 申請方法は、書留郵送により、業務二課宛に申請を行って下さい。送付先は、次のとおりです。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル
社団法人 日本不動産鑑定協会 業務二課宛

○ 「再履修申請書（実地演習用）」記載例

提出日を記入します。 → 平成 ▽ 年 △月 □日
 社団法人日本不動産鑑定協会会長 殿

修習生証で確認のうえ記入 → 第 ○ 回実務修習 2 年コース
 修習生番号 ○ - 2 - 8000
 修習生氏名 鑑 定 太 郎 鑑定
 押印

再履修申請書（実地演習用）

私は、実務修習・実地演習課程について、次のとおり、再履修いたしたく、ここに申請いたします。

1. 再履修等の種類 （該当する方に○を付して下さい。）
 いずれか該当する方を○で囲む
 両方の場合はそれぞれに○して
 下さい。

実務修習期間内の再履修等 延長期間における再履修等

2. 再履修申請する内訳 （該当する報告回、年月、件数を記入して7年月を記入します。）
 報告するときの回数と

| 実地演習 | | 第 5 回報告分 ・ 平成 ▽ 年 7 月末締切分 | | | | | | | |
|------|------------------|---------------------------|-----------|-----------|----|------------------|----------------------|---------|-----------|
| 番号 | 分類 | | 細分化類型等 | 再履修申請する件数 | 番号 | 分類 | | 細分化類型等 | 再履修申請する件数 |
| | 種別 | 類型等 | | | | 種別 | 類型等 | | |
| 1 | 宅地 | 更地 建付地 移行地 | 住宅地 | 2 | 13 | 建物及 びその 敷地 | 貸家 及び その 敷地 | 居住用賃貸 | |
| 2 | | | 商業地 | 1 | 14 | | | 店舗用賃貸 | |
| 3 | | | 工業地 | | 15 | | | 高度利用賃貸 | |
| 4 | | | 移行地 | | 16 | | | オフィス用賃貸 | |
| 5 | | | 大規模画地 | | 17 | | 区分所有 建物及び その敷地 | マンション | |
| 6 | | | 建付地 | | 18 | | | 事務所・店舗 | |
| 7 | | 借地権 底地 | 借地権 底地 | | 19 | | 借地権 付建物 | 住宅地 | |
| 8 | | | | | 20 | | | 商業地 | |
| 9 | 見込地 等 | 宅地見込 地・農 地・林地 | 宅地見込地 | | 21 | 賃料 | 地代 | 地代 | |
| 10 | 建物及 びその 敷地 | 自用の建 物及び その敷地 | 低層住宅 | | 22 | | 家賃 | 新規家賃 | |
| 11 | | | 店舗 | | 23 | | | 継続家賃 | |
| 12 | | | 業務用ビル | | | | | | |

3. 連絡先

(1) 住 所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15
 (2) 電 話 03 - 3434 - 2301 (3) F A X 03 - 3436 - 6450
 (4) メール・アドレス jarea@fudousan-kanteishi.or.jp

以 上

工業地の代替で住宅地を報告する場合は、
 住宅地2件と記入。移行地の場合も同じ。
 再履修を行った細分化類型等欄に提出件数を記入。
 件数は、再履修する分のみ記入します。

※ 再履修申請書等の様式については、協会ホームページからダウンロードできます。